

文化振興計画による社会教育行政の樹立に向けて

大久保の施設再生計画と今後の社会教育体制の樹立について

大久保の施設再生計画が着々と進捗しています。

当該事業において最も評価される点は行政の公会計改革に基づく事業の見える化と資産の効率的な利活用、そして教育投資(社会教育)にあります。 ← 当該計画は、単に公共施設の再編・統合化の合理性、資金化を志向しているだけで、**今後の経営戦略が語られていない。**

特に施設貸出等サービスばかりの事業ばかりでなく、**社会教育に基づく学習者の涵養、組織活動の支援**が積極的に推進されなければ、事業の目的効果は十分に達成されない。

事業推進計画には、図書館や公民館、いわゆる**社会教育法において推進すべき社会教育事業**については、**教育委員会(行政)**において、また、施設再生により**統合化した施設の管理・運営サービス**については、当該事業を推進する SPC への**委託化**とのことです。

事業の権原者は、社会教育推進の教育行政、教育委員会であることを確認したい。

そして、徐々に事業の全貌、進捗状況が明らかになってきました。

施設再生工事は、本年 10 月に終了し、諸施設の新たなサービスがスタートします。

しかしながら、本来の社会教育の振興・発展の使命を担った社会教育施設である図書館・公民館について、教育委員会(行政)の対応が十分に見えてきません。

議会において、それらしい質問が出るのですが、殆どの説明論理は、施設再生、統合の説明ばかりで、施設提供サービスの「貸出しシステム」の導入、説明までです。

これら施設統合によって期待される住民の生涯学習成果については、教育委員会(**社会教育行政**)の執行、支援に期待することのようです。

本来、社会教育施設(図書館・公民館等)は、地方自治体の教育政策の実現の場所(施設)、機会であり、教育事業(計画・実践)あつての**教育機関としての施設**であり、その効果的な有効活用であります。

それで、せつかく施設がリニューアル・増床、移転新築されたにもかかわらず、今後の社会教育の展望も含め、教育政策として、十分に教

育委員会(行政)はこれからのこと、展望を語るべきなのではないか？(社会教育計画・事業は、どうなっているのか、事業体制など、**運営基準に基づく社会教育施設としての認可、変更報告手続き等**)、**上位機関(県)との事前協議・報告**がなされなければなりません。

昨年、公民館事業については、諮問機関である「公民館運営審議会」から「これからの公民館のあり方」について、「大久保公民館は、他の地区館の統合館としての役割をはたす。専任職員の配備と職員研修を通じ、事業の向上を果たされたい」、との答申を受けているようです。

まさに公民館運営における、公民館運営審議会における諮問・答申の民主的な手続きです。

一方、図書館においては、施設の増床、リニューアルについて、社会教育委員会にて協議・報告すること、今後の事業運営については、ほとんど語られておりません。

教育委員会としても昭和30年代から推進してきた「習志野の社会教育」の新たな転機、発展、活動の向上への機会として捉え、施設整備ばかりでなく、本来担うべく社会教育事業の課題・方法・展望を十分に語っていただきたいです。

以下、**習志野の社会教育活動の経過**をダイジェストしました。

(社会教育行政改革)

S21 年 文部次官通牒 寺中構想 →戦後復興、青空公民館活動

S22 年 教育基本法の制定(学校教育・社会教育、教育行政法)

S25 年 社会教育法の制定(公民館、図書館、博物館法と言われる)→福祉・教育・文化の陶冶→消防団、青年団、婦人会、隣保会→生活改善運動、図書館法、博物館法の分離

S34 年 社会教育法の一部改正(施設整備補助金制度)

↓ 本市の状況、

当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘、事務体制の整備、本格的な社会教育施設として菊田公民館整備の準備へ

S 4 5 年、本市のまちづくりの理念として「文教住宅都市憲章」を制定し、教育政策（家庭教育・義務教育・社会教育）をその主軸とした。

以後、**教育基本計画**の基本理念として、義務教育、社会教育、文化・スポーツ振興計画を行政の柱としている。

↓

S46 年、**急激な社会状況の変化に対応する、コミュニティの形成云々**。(46 答申)→施設社会教育主義(社会教育施設整備へ(公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進)→菊田公民館を設置→学級・講座活動を推進→(本市の経過へ)

↓

S56 年の「**社会教育について**」の答申→社会教育の役割として、**家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化の体制づくり**」へ

↓

H4 **生涯学習振興法**、建議→生涯学習によるまちづくり推進→地域学習圏事業の推進・市民カレッジを設置

↓

1998 年 非営利事業・NPO 法の整備→非営利活動の法的整備、社会教育関係団体の活動の充実化へ

↓

公益法人法改正 H16、20 年施行→あらゆる団体・組織の自立化促進→法人化へ→社会教育関係団体の自立化の促進

↓

(地方自治体としての課題)

地方自治行政の樹立→地方分権→公共経営→民間協働→

行政改革推進 → NPM 推進 → 財政健全化→ 公会計改革推進→、検査・監査・評価の推進へ。

「大久保の施設再生統合計画」

(現時点における本市における施策対応)についての方針)

→公共施設再生計画→社会教育法に基づく施設事業→教育委員会(行政)による事業実施と

→施設統合等管理業務→民間委託化を区分けし、

→大久保施設再生事業化(PFI 事業)→SPC 委託(市・業者・利用者団体による運営協議会設置)と

→大久保公民館の改築に伴い新たな社会教育体制の樹立にむけての戦略とする (戦略化が不十分?)

↓

そして、今回の文化庁提案の「文化振興計画」を社会教育法に基づき築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげ → 文化振興計画によるまちづくりを推進するものとし、→ 生涯学習のまちづくりの活性化を通じて、地元産業振興、観光振興への反映させ、効果を期待するものとする。

(習志野市の社会教育行政(事業の経過)から

先の社会教育状況の経過を背景に、

→ 習志野の社会教育体制・経過は、つぎのとおりです。(←習志野の教育の歴史)

S30 年代 ~ 社会教育行政の樹立をめざした

藤崎・八剣台地(鷺沼 1~2 丁目菊田川沿い)の遺跡調査から→文化財行政の樹立へ(専任学芸員の確保)

そして、40 年代、青年館、地域集会所、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。

S45 の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章を制定」し、教育基本計画、→

社会教育の事業戦略として「社会教育施設整備計画」を策定。→公民館、図書館、博物館の施設計画を作成。「社会教育委員会」を設置し、**最初に 菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開した。**←(公民館の設置及び運営に関する基準)

長期計画整備方針：中学校区をエリアとし、(法に準拠)とした地区館構想を表明し、

公民館整備計画は、菊田公民館→大久保公民館(←市民会館)→屋敷公民館→実花公民館→袖ヶ浦公民館→谷津公民館→新習志野公民館 を整

備してきた。←（地区公民館整備構想を達成、事業活動の充実へ）

図書館は、大久保分室、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館体制へ
→東習志野図書館→谷津図書館→新習志野図書館→藤崎図書館 を整備

博物館は、藤崎堀込め貝塚・鷲沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の教育センター
一展示→菊田神社 付近構想、城址公園構想、教育委員会分室に資料室、保管庫設置など→

（昭和～平成へ）

さらに、これらを主計画としながら、長期計画(目標)として市域を 4 地域(西部、中央、東部、埋立地)に区分し、地域文化圏構想を描いていた。

この間、S53 年には、習志野の文化の殿堂、シンボルとして「習志野文化ホール」、
4 つ のコミセン、地区保健ヘルス・2 つの福祉センター、などの整備をしてきた
昭和年代末には、ほぼ地区計画を達成→地域圏構想へ移行しつつあった

そして、平成 10 年代～、

↓

社会・経済の不況化の状況に至り、長期・基本計画が見直され、**行政改革時代**へ、

↓

現代的に 50 年の経過とともに**公共諸施設の老朽化**が進んできている。

→財政健全化戦略として、「行政改革」→「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクト の推進」←施設の統・廃合(施策の集中と選択)

→大久保施設再生統合計画→PFI 事業→三者協議会(市・業者・利用者団体?)

(内容)

既施設のリノベーションとして

図書館増床

市民会館、公民館の移転改築

公共諸施設の管理・運営の統合化

教育委員会は、社会教育施設の再整備を通して、社会教育体制の再構築を図るため、

→社会教育法に基づく社会教育施設(図書館・公民館)は本来業務(社会教育事業)の自立化と 管理業務部分の民間委託化を検討した。

(社会教育事業の点検)

以下図表は、館長会、主事部会の研修活動として、公民館の事業を体系的に捉え、経年を経て作成されたものである。

「社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」(「教育基本法第 12 条」)わけである。

つまり法的には社会教育行政は学習支援をしなければならないことになる。

これまで社会教育行政は、社会教育施設の設置や、学級・講座の開設等による学習機会の提供、趣味・教養・スポーツ・レクリエーション等の文化活動やスポーツ活動の奨励、社会教育関係団体の行う活動や研修等の指導、助言等を通して広く民間の学習活動を支援してきた。これらは全て学習支援と呼ぶことができる。

しかし、施設等のハード的側面ばかりではなく、「学習の質、成果を高める」「学習を通じて人と人をつなぐ」「学習によって意識と行動が変化する」ための支援に主眼を置くことが重要である。

学習支援とは

学習支援と言う文脈で考えた場合、問題、課題意識の広がりや深まり、学習内容の深い理解や定着、改善策や打開策の検討、次の行動につなぐネットワークの形成、モチベーションの向上と、学習者のニーズに応じた方法を駆使する必要があります。

それらの求めに応じた方法を選択しつつも、学習者同士のニーズは必ずしも共通しておらず、個別的である。

<p align="center">「社会教育法第20条 事業の目的」一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育・文化の事業・教養向上・健康増進・福祉の増進、文化振興等の事業を行う。 社会教育における教育的な陶冶（学習）、すなわち、学習というものは、「人間が、意識・態度・行動等を容れさせること、新しい知識・技術が獲得されること」として捉え、 教育を「人間の十分な成長・発達を企図する、人間の意図的な営み」という、何らかの好ましい価値を媒介とした関係として把握・認識することが重要です。 </p>						2020/12/1
年代(背景)	公的 社会教育活動(社会教育計画→公民館活動へ)	職員養成と研修計画	公民館の課題事業・実践活動	課題と学習活動	民間等の活動	
s21	文部次官通牒 寺中構想 戦後復興		戦後復興	青年団、婦人会等		
s22	教育基本法 → 教育委員会法 教育行政		戦後復興	民主主義・基本的人権		
s25	社会教育法(公民館・図書館・博物館)、職員は社会教育に関する識見と経験を要する→専門性		新しい時代へ	生活改善	地域公民館づくり	
s35	社会教育法一部改正 国庫補助制度 → 自治体の社会教育施設整備費助成 → 施設の機能と役割	→ 館長・主事養成講座	経済成長	コミュニティ形成		
s40年代	地方自治体の社会教育体制整備の推進、事業活動の樹立 → 事業に対する専門的な知識・技術を要する(新しいコミュニティ形成)		習志野の社会教育体制整備(文化財保全・公民館・図書館)			
s45	家庭教育	・幼児家庭教育学級 (学社連携) ・明日の親学級 } 中央館の地区館指導体制	(職員養成・研修) 国社研、県公連、 館長会、主事部会(市)	・事業・活動プログラム化	社会教育に基づく 地域文化形成・学習	
習志野市	文教住宅	・PTA家庭教育学級	・家庭教育・学校教育の推進	・講座プログラム化	・サークル活動、団体育成	
都市憲章	3つの教育方針	・青・少年→子ども会育成会、単位子ども会 成人式 ・成人→学級 講座 教室 グループ活動 ・高齢者→学級 講座 クラブ活動 (シルバー人材、敬老会)	・社会教育との連携	・学習プログラム化	カルチャーセンター	
急激な社会変	新しいまちづくり 対応、コミュニティ形成	・団体育成 サークル研修 → 自立化支援		・職員研修 ・公連研修	・子どもと若者の 人間形成と地域文化 ・地域の共同性の醸成 ・組織力・マネジメント力 ・地域の伝統文化等 文化力の創造・継承 (音楽文化等)	
(46答申)	リカレント教育	・音楽・文化振興 → 習志野文化ホール、音楽協会、→第九合唱、学校音楽祭 ・公開大学講座(市内大学) → 市民大学(行政主催)		(地区学習圏会議設置) ・会議の運営・指導	通信講座	
生涯教育 (56答申)	職業教育(働き方)	・市民カレッジ(教委) ボランティア育成 → 実践活動	生涯学習とは、(地域人材の育成 h15文通達	・実技講習(広報、HP等) ・講演・講座・プログラム学習	(活動イノベーション) 資格講座 専科教室 専修専門学校 大学公開講座	
生涯学習振興 (04答申)	情報活用学習	「地区学習圏会議活動」 → (地域ネットワークづくり) → まちづくり学習会 ・まちづくり活動 会議 → 学習会 → 講座の開催 ・学びなおし・リカレント教育 (市民カレッジ → 協働活動)	「事業に対する専門的 知識・技術を要する」 社会教育関係団体育成・支援	・情報化アプリ活用講習会 ・講演・講座、イベント	・リカレント学びなおし ・活動のイノベーション	
(h09NPO法)h16-h20法人法改正 時代に対応する学習(生学審)		・情報講座 (市民講座→行政) → 情報機器の活用 ソフトウェアの活用 ・国際交流		・組織活動支援(団体支援) →芸文協、第九、音協	(2017地方創生方針) ・2018生涯学習の推進 ・文化振興計画づくり	
(h18中教審答申)→文科省 (h28地方創生)→総務省		・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術 ・広報戦略化 ・組織・マネジメント 防災・危機管理		・事業評価 →アウトカム指向 ←PDCAサイクル	協同事業(公民館50年の 研究開発事業	
h29 社教法改正→地域・学校協働→行政支援 (社会教育主事の役割)						
<p>* 上記表は、社会教育の生涯学習化への移行期(平成4年)職員主事部会で整理されたものを元に 公民館の施設統合、再生化を契機に中央館(菊田公民館)での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。</p>						
<p>したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。 地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。 従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。</p>						
<p>主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制) ・職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導 ・時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント) ・地区館業務の遂行と窓口業務の委託 ・庶務・経理の励行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善 公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)</p>						
<p>地域文化形成 ・子どもと若者の人間形成と地域文化振興 ・地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育) ・地域の伝統文化等文化力の創造・継承 (音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ) ・地域組織のマネジメント力(h29 社教法改正→地域・学校協働→行政支援) (社会教育主事の役割)</p>						
<p>平成16年以降、行政改革、財政健全化策に対応すべく 教育委員会では社会教育施設(教育機関設置条例に規定する公民館、図書館)における 施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの区別化)を推進するうえで、 ・図書館における本来業務(蔵書整備・資料保存・レファレンス等)と施設管理・図書貸出業務の区分し ・公民館においても社会教育法に準じる事業(学級・講座活動)と施設管理・施設提供業務の区分した。</p>						

だから、なす術は無いのかと言うと、個人のニーズと集団の相互作用による成果(結果)は、進め方次第では相反せず、折り合い、両立するものであります。

その可能性を開くのがファシリテーション能力であります。

学習者一人ひとりの思いを尊重しながら、相互交流の生まれる参加型の学習方法(グループ・ディスカッション等)を採用することで、受容的な態度で相手と向き合い、かつ自分の思いをしっかりと相手に伝える能力を高めていく段練ができるのであります。

それとは別に、ICT(インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー)の進展により、生涯学習の支援方法が変貌を遂げつつあります。ひと昔前であれば、通信教育や遠隔教育、視聴覚教育等の中で、環境に制約のある学習者のニーズに添えておりました。

それらの支援方法は技術革新によってさらに利便性が高まっており、インターネット等のインフラの整備は環境の制約に限らず、すべての学習者に対する学習支援となってきました。

双方向も可能な同時配信型中継による学習が提供されたり、インターネット上に散財するマルチメディア型のコンテンツをオンデマンドで視聴したり、さらに教材、配信、学習歴(成績)等を統合的に管理するシステム(LMS;ラーニング・マネージメント・システム)を用いて体系的な学習に取り組んだりと学習支援ツールの進歩は著しい。

またアナログな方法では、フィールドワークやサービスラーニング、ボランティアラーニング等の体験型の学習があります。

そもそも生活に根ざした学び合いを得意としてきた社会教育では、体験型の学習はその対象が青少年等を中心に行われてきました。

しかしながら、近年では頻発する自然災害に備える防災教育や、環境破壊について実感を持って学ぶ環境教育、消費者が市民社会づくりに責任を負う消費者教育等の領域で、対象や世代にかかわらず体験型の学習が浸透してきました。

ESD(自己持続可能な開発のための教育;エジュケーション フォア サステナブル ディベロップメント)や SDG s(持続可能な開発目標;サステナブルディベロップメントゴールズ)などがこの流れを牽引していくものと考えられています。

このように学習支援の方法は格段に広がり進化を見せています。

これらを目的に応じて使い分け、時には組み合わせ、それを適切使いこなす人材が必要であり、ファシリテーター等の養成は今後の最重要な課題の1つであるといつてよい。

とりわけ社会教育の現場では、学習者が相互に学び合い、気づき合い、協力して行動計画を作り、それを実践するという一連の流れを作り

出すことも視野に入れたい。

このサイクルにおいて、ときには寄り添い、伴走する役割(ファシリテーターを含む)にも注意を払いたいです。

だからと言って、享受者(指導者、専門家)が不要であるということではなく、学習支援に携わる人の必要性が相対的に高まると言うことであります。

学習支援は今後も社会教育のあらゆる分野で、ますます厚みを増すことが期待されます。

改正社会教育法では、このような社会教育主事の本来のあり方として、このような資質が要望されております。

学習プログラムの意義と目的(社会教育主事の役割、リテラシー、技術)各種プログラムを企画・立案し、それに基づいて事業を推進していく事は、事業の成果を高めるとともに、行き当たりばったりの事業展開を防ぐ事ができる。その理由は以下の通りであります。

学習課題の明確化

学校教育では学習指導要領において、学習内容がきちんと定められているが、社会教育では、学習者のニーズやそれぞれの地方公共団体の地域の状況や課題に応じて学習内容が設定されます。

学習プログラムを企画・立案することで、学習課題を明確に捉えた学習機会を地域住民に提供することができます。

効果的な学習方法の選択学習プログラムの企画・立案においては、どのような内容をどのような学習方法で地域住民に学んでもらうかを、検討していくことになります。

その結果、特定の学習方法に偏ることなく、参加者が効果的に学ぶことができる学習方法の組み合わせ、実行していくことができます。

多様な主体と連携促進近年のネットワーク型行政の必要性を鑑み、学習プログラムを企画・立案する段階で他部局との連携・協働が可能かどうかを検討することができ、事業内容の広がりを持たせる

ことが期待できる。学習成果の評価の充実近年、EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)、すなわちデータ等の客観的証拠に基づく政策の企画、立案が求められている。

そのためには、事業の成果を客観的に評価し、PD CA サイクルにより事業改善を図ることが必要である。

また、客観的な評価により事業の成果を上げているということを示さなければ、計画年度途中でも事業を余儀なく廃止される状況である。

学習プログラムを作成して事業目標、学習目標をしっかりと設定しながら、事業内容の精緻化を図ることで、評価計画を作成しやすくなり、評価の充実につながります。

社会教育における参加型学習の支援

社会教育は、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる学習を教育的に高める役割、使命を持っています。

戦後の社会教育振興の歴史を見ても、地域住民同士で学び合い、教え合う総合学習が重視されてきたことはわかります。

特に、若者の自立や自己実現、生活改善を支え合う青年団や青年学級においては、小集団での活動が中心となっており、自主的な討議や実践を通じて学習を進める「共同学習」と呼ばれる参加型学習の手法の 1 つが、盛んに用いられた時期もありました。

これに加え、30 年ほど前からは、過疎化や都市化の影響から希薄になっていく地域のつながりづくりや、近年の度重なる災害からの復興や防災に関する意識の向上が、社会的課題になってきています。

平成 25 (2013)年の中央教育審議会生涯学習分科会による「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における理論の整理」を見ても「共同(個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを活かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画すること)」するための学習活動を奨励しています。

近年、こうした人と人との信頼関係やお互い様と言う互酬性の価値の共有、人的なネットワークは、「社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)」と呼ばれており、社会全体の安定性や発展性を支えるものとしての醸成が社会教育の 1 つの使命となっています。

個人だけではなく、市民としての意識を高め、他の地域住民や関係者関係団体と交流やつながりを持ち、必要な知識、技術等を身に付け、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくような、実践思考の学習プログラムの開発、実施が、社会教育に強く期待されるようになってきています。

知識、理解の促進にとどまることなく、市民としての意識や行動の変容を促していく手法としても「参加型学習」はますます評価されるようになっていく。

このように参加型学習は、今日に至るまで、わが国の社会教育にとって重要な学習支援の方法であり続けてきたのであります。

社会教育施設での講座、学習等に限ってみれば、集団による相互学習が一般的であります。

しかし、もともとのフォーマルな機会である社会教育では、学習に参加すること自体に時間的、空間的な制約を受けやすく、

職業や育児、介護等に従事する成人学習者であれば、なおさらその傾向は強い。

それ故、個人学習(図書館等の媒体を用いた自習、独学、通信教育、社会教育施設の個人的理由の利用等)の形態で学ぶ機会の方が、社会教育全体から見ればむしろ多いと言っても過言ではありません。

個人学習は学習に参加する上での障壁は低いものの、子供期の学習経験や習熟度、現在の生活環境に一切左右されやすいため、効果的な学習方法や機会、学習媒体を自分で選択することの困難さや、孤独のために学習を途中で断念しやすい等の障害が多い。

個人と相互学習と言う 2 つの学習形態は、社会教育の原理である自己教育と総合教育とを支えるものである。

これら 2 つの学び方の良さを有機的に結びつけ、デメリットを補うことで学習成果の好循環を生み出す手法としても、参加型学習は注目できるのです。

比較的容易に想像がつく効果としては、それぞれの豊富な個人学習での成果を総合学習の資源として役立てることで、集団での学習内容に深まりや、広がり担保できることだろう。

さらに、知らない誰かによって体系化された知識や情報から教えられるのではなく、身近な学習仲間との交流、対話をつうじた、気づきや共感、共通理解を作り出し、課題解決に向けた当事者意識を形成し、主体的に問題解決のための学習や活動に取り組む意欲にもつながる。

社会教育では、複雑な社会的、現代的な課題解決のための、草の根的あるいはライフワーク的な学習に対する支援や、異なる文化的背景や価値を有する者同士が相互の理解を深め、認め合い、つながりあうネットワーク作りなど、時間をかけ総合的に支援していかないといけない活動が多い。

それだけに、こうした長期間の継続的な学習活動では個人学習と総合学習と言う 2 つの学習を繰り返しながら、学習の質を高めると言う参加型学習の手法は有効なのである。

参加型学習と効果的な学習プログラムの立案

生活者であり、家庭人であり、職業人である成人学習者が、暮らしを豊かにし、地域や社会を良くする、しようとする目的で学習活動を行う場合、どのような学習プログラムを提供すれば良いか、十分な配慮が必要である。

貴重な自由時間を割いて参加しているのであるから、学習の質を高めるとともに、学習効果を実感できるようにしなければならない。

学習活動で得られた成果が実生活や諸活動の活性化、必要な課題解決に役立つようにプロセスを構想することが重要である。

学習終了時に充足感や達成感、有用感等が得られてこそ、次へのステップアップにつながる。

習志野市ではこの状況に対し、いち早く「市民カレッジ」や「地域学習間会議活動等」に取り組み、地域ボランティアの育成や地域課題に積極的に取り組む多くの市民の誕生が見られます

このようなソフトなまちづくり活動を醸し出すのが社会教育施設であり、専門の社会教育主事(図書館司書、学芸員)なのであります。

習志野の社会教育自立期は、このような職員人材を配することで、地域課題、学習課題の学習を市民の活動として醸成して参りました。

その後、行政改革、財政健全化の人員費削減のため、専門的の職員の採用、配備や公民館施設のコミセン化(貸し施設化)を進め、さらに施設の管理運営を指定管理委託政策を図って来ております。

大事なのは、社会教育施設が住民の主体的な学習、教育陶冶を目的とした教育機関であ

ることを再認識し、施設整備論ばかりでなく、施設の機能、役割をきちんと問題の整理し、公的社会教育の再編成を真剣に考える時期にきているのではないか、ということです。

学習支援者に求められる資質、能力

長らく続いてきた行政改革や小さな政府を目指す新自由主義路線によって、公共サービスの縮減が余儀なくされている。

少子高齢社会や無縁社会、格差社会など多くの歪みを抱える中で、医療費や生活保護費等の社会保障費はうなぎ登りである。

加えて、近年の頻発する自然災害は個人の命と資産、そして国家の予算を奪い続けている。

さらに人々の関係性は弱まり続け、社会基盤として重要な役割を果たしてきた共助社会も崩壊しかねない。

このまま進むと日本の未来はどうか、暗雲が立ち込めている。

この文脈で考えれば、公共コストを下げるために、地域住民が主体となった自助・共助の範囲を広げざるを得ない。

しかし、自助・共助は地域住民の意識や関係性に依存する部分なので、手をこまねいていても進むものではない。

だからこそ、住民の意識を自助・共助に向けるような参加型学習が必要になり、様々な機会を準備することで合意を形成しなければならない。

地域の抱える問題を正しく理解し、その状況を改善あるいは解決するための手段を地域住民自身が考え、これまでの意識から一歩踏み出し、

自分たちにできることを行動へつなげていくよう、促していかなければならない、ここにファシリテーターの力が求められ、学習や実践を通して、地域住民に地域を動かす力が形成されるよう寄り添うことが期待されるのである。

高度成長期を生き抜いて、物質的に豊かな成熟社会を迎えることができたが、その過程で「公共の精神」と言う心の支柱を置き忘れてきた。便利な世の中が行き着いた先は、「他人の世話にならずに」「他人に迷惑かけずに」生きられると勘違いできる社会であった。

共助と言う観点から見れば、経済発展は人々の心をむしろ貧しくした。

社会の成熟化は過度な個人主義を進めてしまい。価値観の多様化は「主張する多様化に偏向し、本来向かうべき「認め合う多様化」からほど遠くなってきた。

その課題は、社会における共通の価値を作り出し、それを共有することであり、新たに「公共の精神」を再構築することではないだろうか。

現代の日本の社会は、市民性の寛容や市民社会の構築が強く意識されるようになってきた。

地域社会のつながりが失われつつある中で、社会を形成する個人の脆さが露出してきたからである。

ファシリテーションを駆使した参加型学習が市民性の涵養や市民社会の構築の中心的な役割を担っていかなければならない。

それを支えるファシリテーターの育成(社会教育主事)は喫緊の課題である。

学習支援の観点からは、これをも含まなければならない。

社会教育の領域に限定する必要はないが、より多くの領域でファシリテーターが誕生し、人々の能力を引き出し、つないでいくことが未来社会の基礎を築くことになるだろう。

人間の学習とは

五感、感性の情報 ←

↓ 入力

脳による情報の言語化 ↑

↓ 出力

運動・行動 ↑

↓

社会・世界の変化 → ↑

上記システムの循環を繰り返し、知識・認識、判断、行動の陶冶、発展、進化等の能力の向上、成長をさせる

→リテラシーの向上の原理

「社会教育施設」

大久保公民館

・地区館の統合館としての役割、機能 ← H30 公民館運営審議会答申

事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、支援事務

専任職員の配備・職員研修の推進、中央館としての予算、決算、公運審等

・施設管理業務の委託→SPC

・施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発

大久保図書館

→貸出業務の委託と本来業務(蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス)、地区館事業の指導調整

「他の公共施設」

市民会館

→管理運営を委託

勤労会館、野球場、パークゴルフ場

→管理運営委託

(今後の公民館の運営・活動について) ← 経年、公民館要覧(令和元年)より

「今後の公民館の運営・活動について」は、公民館運営審議会に諮問し、答申として、

「今後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そして事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営のリテラシー・スキル」向上が、重要課題となる」、との答申を得ている。

さらに、(公民館事業の方法の改善策)については

→学級・講座・講演事業→公民館で→地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等)、サークル育成など

→地域集会・イベント事業 →公民館 で→地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援 など

→地区学習圏会議事業 →公民館 で→地域のボラ人材育成、支援

→市民カレッジ事業 →行政(会場確保・学習内容・運営改善)で→法人化→リカレント教育・ボラ等人材育成

→社会教育関係団体の支援事業(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化)→行政、公民館 で→個人・法人格形成、支援

→リカレント教育の推進(教育機関・大学との連携) →環境・防災・AI・ITC 情報等、学習領域の拡充へ

(図書館の改善)

→図書貸出(システム業務)→民間委託 →資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット →読書活動推進←お話し会・学校 →本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワーク

博物館計画(歴史資料館)

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ(市史編纂・民俗史料調査)→全国歴史資料等ネットワーク

(今後の課題の抽出と文化振興計画づくりへ)

習志野の社会教育発展への戦略として文化振興計画推進について述べてみました。

大久保の施設再生計画が十分な内実(社会教育の推進)が伴って始めて

まちづくりの成果を得るのではないか

文教住宅都市憲章→教育基本計画(教育行政)→社会教育の樹立・発展は、

習志野のまちづくりの重要な政策・施策であります。

大久保の施設再生計画を今後の習志野の社会教育の発展→文化振興計画推進へとつなげていただきたいです。

習志野の社会教育施策情報の共有を図っていただきたいです。

文化振興計画については、公民館現場においてどのような実践が提案できるか、公民館の重要な課題であります。社会教育のリテラシー、スキル向上を伴う職員の配置、研修を進めるべきでしょう。

